

K 8 0 3	膀胱悪性腫瘍手術	K 7 1 6	小腸切除術
		K 7 1 9	結腸切除術
		K 8 7 7	子宮全摘術
		K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 9	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側） 開腹によるもの
K 8 7 2	子宮筋腫核出術 1 腹式	K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
K 8 7 7	子宮全摘術	K 8 7 8	広韧带内腫瘍摘出術（腹腔鏡下によるものを含む）
		K 8 8 6	子宮附属器癒着剥離術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
K 8 7 7 2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	K 8 7 8	広韧带内腫瘍摘出術（腹腔鏡下によるものを含む）
		K 8 8 6	子宮附属器癒着剥離術（両側） 腹腔鏡によるもの
K 8 9 8	帝王切開術	K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 腹腔鏡によるもの
		K 8 7 2	子宮筋腫核出術 1 腹式
K 9 1 2	子宮外妊娠手術	K 8 7 8	広韧带内腫瘍摘出術（腹腔鏡下によるものを含む）
		K 8 8 6	子宮附属器癒着剥離術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 6	子宮附属器癒着剥離術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 開腹によるもの
		K 8 8 8	子宮附属器腫

別表第三
K726 人工肛門造設術
K757 腎破裂縫合術
K769 腎部分切除術
K787 尿管尿管吻合術
K795 膀胱破裂閉鎖術

J091 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
J092 動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	
J093 遊離皮弁術	
J095 複合組織移植術	
J096 自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
J097 粘膜移植術	

○厚生省告示第七十二号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十三年厚生省令第十五号）第二条の六、第五条の四第二項及び第十一号の三の規定に基づき、厚生大臣の定める告示事項、特定承認保険医療機関に係る厚生大臣の定める療養及び厚生大臣の定める報告事項を定める件（平成六年三月厚生省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

第一号の（一）中「区分A002」を「第二部第一節」に、「看護料」を「入院基本料」に改める。
第一号の（二）中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、「（一）」を「（一）及び（二）」に改め、同号の（二）を（三）に改める。
第一号の（三）の次に（四）として次のように加える。

（四）歯科点数表区分番号A001に掲げるかかりつけ歯科医初診料に関する事項
第三号の（二）中「A003」を「A200」に、「入院時医学管理料の1の注1又は注2に規定する加算」を「入院時医学管理加算」に改め、同号の（四）中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第七十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十三年厚生省令第十五号）第二十条第二号ホ（二）及び（三）並びに同号への規定に基づき、厚生大臣の定める内服薬及び疾患等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。ただし、第一号に掲げる内服薬及び第二号に掲げる外用薬のうち新医薬品（薬事法（昭和三十三年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第二号に規定する新医薬品をいう。以下同じ。）については、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日以降一年を経過する日の属する月の末日までの間（厚生大臣の指定する新医薬品にあつては、厚生大臣の指定する期間）は適用しない。厚生大臣の定める内服薬及び疾患等を定める件（平成六年三月厚生省告示第百十一号）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

平成十二年三月十七日

厚生大臣の定める内服薬及び疾患等

一 厚生大臣の定める内服薬及び疾患

（1）一回三十日分を限度として投与できる内服薬
別表第一に掲げる内服薬（当該薬剤につき同表に掲げる疾患に直接の効能又は効果を有するもの。）

炭坑夫じん<塵>肺 (症)
石綿<アスベスト>肺
珪酸を含む粉じん<塵>によるじん<塵>肺 (症)
その他の無機粉じん<塵>によるじん<塵>肺 (症)
詳細不明のじん<塵>肺 (症)
特異的な有機粉じん<塵>による気道疾患
アレルギー性肺炎 (外因性)
放射線による慢性およびその他の肺症状
肺線維症を伴うその他の間質性肺炎患
膿胸 (症)
逆流性食道炎
胃潰瘍
十二指腸潰瘍
消化不良 (症)
胃の機能障害
クローン病 [限局性腸炎]
潰瘍性大腸炎
大腸の閉塞および狭窄
過敏性腸症候群
肛門および直腸の狭窄
アルコール性肝硬変
慢性肝不全 (肝性脳症を伴うもの)
慢性肝炎

肝線維症および肝硬変
胆道のその他の疾患
腸性吸収不良 (症)
消化器系の処置後障害
他に分類されないもの
ケロイド瘢痕
慢性関節リウマチ
若年性関節炎
痛風
関節症
大動脈弓症候群 [高安病]
全身性エリテマトーデス<SLE>
皮膚 (多発性) 筋炎
強直性脊椎炎
脊椎症 (胸部および腰仙部)
骨粗しょう<鬆>症<オステオポロシス>
成人骨軟化症

別表第二	
内 服 薬	疾 患
IgA腎症 ループス腎炎 慢性糸球体腎炎 ネフローゼ症候群 慢性腎不全 尿路結石症 間質性膀胱炎 (慢性) 神経因性膀胱 (機能障害) 前立腺肥大 (症) 慢性前立腺炎 ヒルシユスアルング病 結腸のその他の先天性機能障害 移植臓器および組織の不全および拒絶反応	

別表第二	
内 服 薬	疾 患
抗不安薬 抗てんかん剤 利尿剤 健胃消化剤 (本欄に掲げる内服薬と併用するもの。) 甲状腺、副甲状腺ホルモン剤 副腎ホルモンの剤 卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤 その他のホルモンの剤 (抗ホルモンの剤を含む。) ビタミンD剤 無機質製剤 乳幼児用剤	甲状腺障害 副甲状腺<上皮小体>機能低下症 偽性副甲状腺<上皮小体>機能低下症 副腎性器障害 副腎皮質機能不全 (症) 思春期早発症 古典的フェニールケトン尿症 その他の高フェニルアラニン血症 メーザルシロツツ<楓糖>尿症 ホモシスチン尿症 ガラクトース血症 処置後卵巣機能不全 (症) てんかん 無月経、過少月経および希発月経 過多月経、頻発月経および不規則月経 閉経期およびその他の閉経周辺期障害

別表第三	
外 用 薬	疾 患
解熱鎮痛消炎剤 耳鼻科用剤 血管拡張剤 去たん剤 鎮咳去たん剤 気管支拡張剤 その他の呼吸器官用薬 腋下垂体ホルモンの剤	尿崩症 思春期早発症 処置後卵巣機能不全 (症) 虚血性心疾患 (狭心症) 肺気腫 喘息 気管支拡張症 慢性関節リウマチ

